

(別紙2)

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

仙北市国土強靱化地域計画

【 目 次 】

目標 1	大規模自然災害発生したときでも、人命の救助が最大限図られる	1
	最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	1
	最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	2
	最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	3
	最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	4
	最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	5
	最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	6
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	7
	最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	7
	最悪の事態 2-2 多数かつ長期的な孤立集落等の発生	8
	最悪の事態 2-3 消防施設等の被災等による救助・救急活動の停滞	8
	最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	9
	最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	11
	最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生	11
目標 3	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する	12
	最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	12
目標 4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや 情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	13
	最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	13
	最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	14
	最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	14
	最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	15
	最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	16
	最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	16
目標 5	大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	17
	最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	17
	最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	17
	最悪の事態 5-3 農業の停滞	17
目標 6	制御不能な二次災害を発生させない	18
	最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	18
	最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	18
目標 7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済迅速に再建・回復できる条件を整備する	19
	最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	19
	最悪の事態 7-2 復旧・復興等を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	20
	最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	20

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

① 住宅の耐震化 【建設課】

- ・住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。

② 公共特定建築物（※）の耐震化 【建設課】

- ・公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。 ※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

③ 学校の耐震化 【教育委員会】

- ・小中学校の耐震化は、平成28年度完了しているが、児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井、照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

④ 病院の耐震化 【医療局】

- ・角館総合病院は平成29年に新築、田沢湖病院は平成15年に新築しており、耐震化は建築時に完了している。

⑤ 社会福祉施設等の耐震化 【社会福祉課】

- ・未耐震施設の状態や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を推進する。

⑥ 指定文化財・史跡の耐震化 【文化財課】

- ・見学者等の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦ 空き家対策 【総合防災課】

- ・所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、全市の調査を定期的実施し、その所有者等に指導していくほか、危険空き家等解体撤去費補助金の活用により、解体に対する支援を実施する。

⑧ 都市基盤等の整備 【建設課】

- ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備等の都市基盤整備を推進する。

「家具類の転倒により死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

⑨ 家具類の固定など室内安全対策 【総合防災課】

- ・家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩ 住宅用火災警報器の設置 【総合防災課】

- ・火災から逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図るとともに、地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災に有効な感電ブレーカーの普及啓発も推進する。

【重要業績指標】目標値

① 住宅の耐震化率	60.8% (H25) ⇒ 70.0% (R2)
② 公共特定建築物の耐震化率	76.7% (H30) ⇒ 100% (R2)
③ 学校施設の耐震化率	100% ⇒ 保守点検を実施
⑧ 都市計画道路の整備	4km(未着手)/31km (計画延長(R2)) ⇒ 随時拡充
⑩ 住宅用火災警報器の設置率	68.3% (H31) ⇒ 85.0% (R5)

- 【推進する事業】
- ・住宅リフォーム促進事業
 - ・住宅・建築物安全ストック形成事業

最悪の事態1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損壊する」ことを回避するための推進方針

① 河川改修等の治水対策 【建設課】

- ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

② 河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設課】

- ・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③ 洪水ハザードマップの作成 【総合防災課】

- ・想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成する。

④ 避難勧告等の判断基準等の策定(水害) 【総合防災課】

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)」は策定済みであり、周知を進める。

【重要業績指標】目標値

- ③ 洪水ハザードマップの策定 策定済み ⇒ 更新予定 R3
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定
策定済み H31 ⇒ 必要に応じて随時更新予定 R3

最悪の事態1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

- ① 火山防災協議会による火山災害対策 【総合防災課】
 - ・秋田駒ヶ岳、秋田焼山に設置されている火山防災協議会において、火山ハザードマップや避難計画作成等のソフト対策、防災設備などのハード対策について検討を行い、実効性ある対策を進める。
- ② 火山ハザードマップの作成 【総合防災課】
 - ・火山防災協議会では、噴火した場合の規模や影響及び範囲を示した「火山ハザードマップ」を作成している。
- ③ 噴火時等の避難計画の策定 【総合防災課】
 - ・秋田焼山について、火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。
- ④ 噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総合防災課】
 - ・火山警報など気象情報等の地域住民や登山客等への効果的な伝達方法や、防災無線、サイレン、緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の構築を推進する。

「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 避難小屋等の強化 【国、県】
 - ・2つの常時観測火山（秋田駒ヶ岳、秋田焼山）にある避難小屋について、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設への改修を進める。
※H29秋田焼山避難小屋改修済み。

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 火山噴火に伴う土砂災害対策 【総合防災課】
 - ・秋田駒ヶ岳・秋田焼山ともに「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定しており、今後は、地域住民への効果的な情報伝達手段の構築を推進する。

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑦ 土砂災害対策施設の整備 【建設課】
 - ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地滑り危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。

⑧ 土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設課】

- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を随時策定しており、今後、各施設老朽化対策を計画的に推進する。

⑨ 土砂災害警戒区域等の指定 【建設課・総合防災課】

- ・土砂災害防止法に基づき、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備促進する。

⑩ 土砂災害ハザードマップの作成 【総合防災課】

- ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する。

⑪ 避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害） 【総合防災課】

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」は策定済みであり、周知を進める。

【重要業績指標】目標値

⑩ 土砂災害ハザードマップの策定 策定済み ⇒ 更新予定 R2

最悪の事態 1－4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

① 道路除雪等による冬期の交通確保 【建設課】

- ・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

② 雪下ろし事故防止対策 【総合防災課】

- ・雪下ろし講習会を実施し、安全対策の効果的な普及啓発を図る。

③ 克雪化住宅の普及促進 【建設課】

- ・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

【重要業績指標】目標値

① 除雪計画の見直し 毎年実施

② 住宅リフォーム促進事業 実施件数 81件 ⇒ 継続実施

【推進する事業】 ・ 除雪機械整備事業 1件（R2） ⇒ 継続実施

最悪の事態 1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ① **関係行政機関等による情報共有体制の強化** 【総合防災課】
 - ・市、消防、警察、気象台などの関係機関との防災訓練等を通じ、情報収集、共有体制の強化を図る
 - ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線の冗長化は整備済みであり、引き続き通信の継続性を図る。
- ② **秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化** 【総合防災課】
 - ・秋田県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図る。
- ③ **秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保** 【総合防災課】
 - ・Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図る。

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ④ **可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集** 【総合防災課】
 - ・消防署の可搬型画像システム及びドローンによる現場状況の画像提供により、情報収集の共有を行い、災害対策本部として迅速な災害活動方針の決定を図る。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑤ **Jアラートによる情報伝達** 【総合防災課】
 - ・「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の確実な運用のため、国との定期的な運用試験により確実な受信体制の強化を図る。
- ⑥ **緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備** 【総合防災課、情報センター】
 - ・住民への情報伝達手段として、登録制メール、緊急速報メール、ホームページ、ツイッターなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。
- ⑦ **避難勧告等の判断基準等の策定** 【総合防災課】
 - (再掲) 1－2④ (避難勧告等の判断基準等の策定(水害))
 - ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)」は策定済みであり、周知を進める。
(再掲) 1－3③ 噴火時等の避難計画の策定

- ・秋田焼山について、火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。
(再掲) 1-3 ⑪ (避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害))
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」は策定済みであり、周知を進める。

【重要業績指標】目標値

①	L G W A N回線数	2回線	整備済み
②	県総合防災情報システム操作訓練の定期実施		毎年実施
③	県情報集約配信システムの導入		整備済み
⑤	登録制メール、緊急速報メール、ホームページ、ツイッターの導入		整備済み
⑥	Jアラート自動起動装置整備		整備済み

最悪の事態1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

① 自主防災活動の充実・強化 【総合防災課】

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。

② 地域の防災・避難訓練の実施 【総合防災課】

- ・地域防災力の強化を図るため、市、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等が連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を実施するよう働きかける。

③ 防災講座の充実 【総合防災課】

- ・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、町内会や自主防災組織に職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。

④ 学校における防災教育の充実 【教育委員会】

- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自らの生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る。

⑤ 多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総合防災課】

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を毎年実施する。

【重要業績指標】目標値

③	防災講座(総合防災課、消防署)の実施回数	11回(R1)	⇒	継続実施
④	防災訓練を実施する学校の割合	100%	⇒	100%(R6)

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」

ことを回避するための推進方針

① 県との共同備蓄物資の整備 【総合防災課】

- ・ 県との「共同備蓄品目」の備蓄について、目標量の調達に努め、現在の備蓄品で賞味期限のある食品、飲料水等の計画的な更新を行う。

② 民間事業者との物資調達協定の締結 【総合防災課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

③ 自助による備蓄の促進 【総合防災課】

- ・ 水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話等を通じ3日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。

④ 避難所への備蓄の促進 【総合防災課】

- ・ 災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設、特に指定避難所への備蓄及び計画的な更新を進める。

⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総合防災課】

- ・ 災害時の物資輸送及び拠点の運営は協定を進めているが、物資保管協定及び保管倉庫については、今後の課題としている。また、代替輸送等の運行については、必要に応じて東北運輸局秋田運輸支局からの支援を頂くこととしている。

⑥ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総合防災課】

- ・ 災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調達に必要な共通様式等を整備する。

【重要業績指標】目標値

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 県との共同備蓄物資の目標達成 | 達成済み |
| ② 災害時における物資の供給に関する協定 | |
| | 石油・ガス1件、飲料水2件 ⇒ 随時拡充 |
| ④ 物資を備蓄している避難所 | 8カ所 ⇒ 物資の拡充を検討 |
| ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 | 2件 ⇒ 随時拡充 |

最悪の事態2-2 多数かつ長期的な孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

① 孤立する恐れのある地区の現状把握 【総合防災課】

- ・ 災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握する。
- ・ 災害発生時には、ドローンによる上空からの映像を活用し、孤立集落の状況を迅速に把握する必要があるため、操縦技術の習得に努める。

② 通信手段の確保 【総合防災課】

- ・ 通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛星携帯電話等の配備に努める。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③ 孤立予防対策 【建設課】

(再掲) 1-2 ① (河川改修等の治水対策)

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

(再掲) 1-3 ⑦ (土砂災害対策施設の整備)

- ・ 土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地滑り危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。

(再掲) 4-1 ② (道路施設の老朽化対策)

- ・ 道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。

(再掲) 4-1 ③ (道路の防災対策)

- ・ 橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策等を進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

④ 自家発電機などの電力の確保 【総合防災課】

- ・ 孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を進める。

⑤ 緊急物資の備蓄 【総合防災課】

- ・ 孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める。

最悪の事態2-3 消防施設等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防施設の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

① 消防施設等の計画的な整備 【総合防災課】

- ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進める。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防施設の代替となる建物の指定など対策を促進する。

② 消防施設における燃料の確保 【総合防災課】

- ・秋田県石油商業協同組合角館支部との「災害時における石油燃料の供給を要請する協定」により、災害時の救援物資や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請する。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

③ 消防団への加入促進 【総合防災課】

- ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所の認定等を継続して促進する。

④ 消防団員の技術力の向上 【総合防災課】

- ・消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、幹部研修等を実施する。
- ・県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する。

⑤ 緊急消防援助隊受援計画の策定 【大曲仙北広域消防本部】

- ・緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し、出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画を策定している。

【重要業績指標】目標値

③-1	消防団員数の条例定数充足率	85.1% (R2) ⇒ 90.0% (R6)
		※条例定数 630名、団員数 536名
③-3	消防団協力事業所数	13事業所 (R2) ⇒ 25事業所 (R6)
④	消防団員の消防学校教育訓練受講者数	4人 (R1) ⇒ 実施継続

- 【推進する事業】
- ・小型消防ポンプ付積載車購入事業
 - ・消防ポンプ庫増改築事業

最悪の事態2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総合防災課】

- ・「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みであるが、施設名称、位置等について、新たな防災マップ等を作成するなど、周知を図る。

② 福祉避難所の指定 【総合防災課】

- ・要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する。

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③ 帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総合防災課】

- ・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努める。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④ 学校、公民館の防災機能の強化 【教育委員会】

- ・自家発電機の設置など、学校や公民館等最低限必要な避難所機能を整備する。

⑤ 公園、運動施設における避難場所機能の確保

【建設課、教育委員会、農林整備課、子育て推進課】

- ・避難場所に指定される公園や運動施設(グラウンド)について、防護ネット等の老朽化対策を進める。

「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

⑥ 避難所における生活環境の整備 【総合防災課、社会福祉課】

- ・「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に努める。
- ・保健所等と連携し、災害時に起こりやすい健康課題に対する健康教育を行うとともに、こころのケアなどの支援体制づくりを推進する。

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

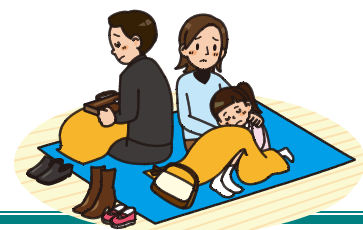
⑦ 避難所外の場所に滞在する被災者への支援 【総合防災課、保健課】

- ・車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者対策として、防災マップ等によりエコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を行う。

【重要業績指標】目標値

①-1	指定緊急避難場所の指定数	53箇所 (H31)	⇒ 拡充を検討
①-2	指定避難所の指定数	54箇所 (H31)	⇒ 拡充を検討
②	福祉避難所の指定数	7箇所 (H31)	⇒ 指定拡充が必要
⑤	一人当たりの都市公園面積	15.54㎡ (R2.4.1 現在)	
⑥	避難所開設・運営マニュアルの策定	策定済み (H20.3)	⇒ 更新予定 (R2)

【推進する事業】 ・都市公園、緑地等事業



最悪の事態2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

① 病院の業務継続体制の強化 【医療局】

- ・災害時における事業継続計画（BCP）を整備するとともに、被災状況を想定した研修・訓練を実施する。なお、田沢湖病院は、現在策定中である。

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

② 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【医療局】

- ・各病院において、概ね3日分の医療薬品等の常備備蓄を行うとともに、災害時には県や秋田県医薬品卸業協会・秋田県医療機器販売協会を通じて、災害の初動期以降に必要な医薬品・医療機器の流通備蓄を確保する。

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

③ 災害医療コーディネーターとの連携 【医療局】

- ・県地域災害医療対策本部（保健所）に配置される「地域災害医療コーディネーター」と連携し、避難所・救護所等における診療活動等を円滑に提供する。

④ DMAT（災害派遣医療チーム）の配置 【医療局】

- ・災害現場における医療活動、医療搬送、被災地の病院支援等を行うDMAT（災害派遣医療チーム）を角館総合病院内に配置しており、県の出動要請等により、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動を行う。

最悪の事態2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

① 平時からの感染症予防対策の強化 【保健課】

- ・定期予防接種を促進し、予防知識の普及啓発を図る。

「被災地で衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

② 健康危機管理能力の向上 【市民福祉部】

- ・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、大仙保健所と連携し、衛生のための研修会等を実施する。

【重要業績指標】目標値

① 麻しん、風しん混合ワクチン接種率

現状（R1）1期 100%、2期 98.3% ⇒ 目標（R2）1期 100%、2期 100%

目標3 大規模災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

① 市の業務継続体制の強化 【総合防災課】

- ・「仙北市業務継続計画（BCP）」を策定しているが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努める。

「市庁舎が損壊する」ことを回避するための推進方針

② 市庁舎の耐震性の強化 【財政課】

- ・田沢湖庁舎は令和2年度に耐震補強工事を実施している。また、令和2年度中に新角館庁舎（庁舎移転）が完成する。

③ 執務環境の整備 【財政課】

- ・什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難経路スペースの確保を徹底する。

「市庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

④ 停電時の行政機能の確保 【財政課】

- ・令和2年12月開庁予定の新角館庁舎に、防災拠点としての機能を持たせ、非常用自家発電装置等を配備し、燃料の備蓄も実施する。

⑤ 非常用電源等の確保 【財政課】

- ・各庁舎に非常用発電機を配備しているが、配備数が少なく執務には不十分なため、今後増設が必要であり、庁舎各フロアへのドラム、作業灯の常備に努める。

⑥ 停電対応訓練の実施 【財政課】

- ・停電時でも、非常時優先業務を継続できるよう、模擬訓練を実施する。

【重要業績指標】目標値

- | | |
|------------------|---------------|
| ① BCP（業務継続計画）の策定 | 更新予定（R2） |
| ⑤ ポータブル発電機の備蓄数 | 10基（R1）⇒ 随時拡充 |

- 【推進する事業】：
- ・田沢湖庁舎耐震補強事業
 - ・角館庁舎新築事業



目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

① 幹線道路等の整備 【建設課】

- ・災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電柱の地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進する。
- ・「盛岡秋田道路」「大曲鷹巣道路」の地域高規格道路整備に向けた取り組みを推進する。

② 道路施設の老朽化対策 【建設課】

- ・道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。
- ・橋梁について、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を継続するほか、大型法面、小規模構造物の点検や路面下の空洞化調査を実施する。

③ 道路の防災対策 【建設課】

- ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④ 第三セクター鉄道の施設整備 【企画政策課・秋田内陸縦貫鉄道(株)】

- ・平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用な路線であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。そのため、平時から鉄道施設等の定期的な検査を行うほか、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した修繕と更新を計画的に推進し、安全性の維持向上に努める。

⑤ 鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株) 秋田支社】

- ・引き続き、鉄道施設等の定期的な検査を行うほか、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施する。
- ・引き続き、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努める。

- 【推進する事業】
- ・市道神代中央線道路改良事業外
 - ・橋梁長寿命化計画事業
 - ・流雪溝導排水路整備事業
 - ・安心・安全道路維持整備事業

最悪の事態4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

① 電力施設・設備の強化 【東北電力(株) 秋田発電技術センター】

・東北電力ネットワーク(株) 大曲電力センター】

- ・引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練のさらなる充実に努める。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

② 災害時における石油類燃料の確保 【総合防災課】

(秋田県石油商業協同組合角館支部との協定)

- ・秋田県石油商業協同組合角館支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。

「長期にわたりガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③ LPガス供給施設・設備の強化 【一般社団法人秋田県LPガス協会】

- ・引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、24時間365日の緊急出動体制を整える。

最悪の事態4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

① 水道施設の耐震化 【上下水道課】

- ・施設の耐震化診断を実施するとともに、基幹管路の耐震化を計画的に進める。

② 水道施設の老朽化対策 【上下水道課】

- ・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進める。

③ 水道における業務継続体制の強化 【上下水道課】

- ・計画の実効性をさらに高めるため、今後、上水道BCP(業務継続計画)の策定が必要。

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

④ 消火栓の老朽化対策 【総合防災課】

- ・老朽化対策を計画的に進める。

- ・代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に進める。

【重要業績評価指標】目標値

① 上水道(施設)の耐震適合率	51.0%(H31)
② 基幹管路の耐震適合率	22.2%(H31) ⇒ R8以降更新予定

- 【推進する事業】
- ・配水管等整備事業
 - ・浄水場等施設改良事業
 - ・老朽管更新事業
 - ・漏水調査事業

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 下水道施設の耐震化 【上下水道課】
 - ・施設の耐震化を計画的に進める。
- ② 下水道施設の老朽化対策 【上下水道課】
 - ・ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の老朽化対策を進める。
- ③ 下水道における業務継続体制の強化 【上下水道課】
 - ・下水道BCP(業務継続計画)は策定済みであり、今後は実行性をさらに高める。

「農業用集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④ 農業用集落排水の老朽化対策 【上下水道課】
 - ・農業用集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を推進する。

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 合併処理浄化槽の促進 【上下水道課】
 - ・合併処理浄化槽への加入について、引き続き促進を行う。

「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑥ し尿処理等の協力体制の構築 【上下水道課】
 - ・災害時協力体制マニュアルを策定し、日頃から各事業所及び関係機関と連携を強化する。

【重要業績指標】目標値

① 重要な幹線等の耐震化率(下水道)	58.0%(H29) ⇒ 60.9%(R2)
③ 下水道BCP(業務継続計画)の策定	策定済み
④ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率(農業用集落排水)	70.6%(H29) ⇒ 91.0%(R6)
⑤ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率	現状 94%(R1)

- 【推進する事業】
- ・ 農業集落排水事業
 - ・ 浄化槽設置整備事業
 - ・ し尿処理場施設修繕事業
 - ・ し尿処理場施設整備事業

最悪の事態4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

① 停電時の信号機減灯対策 【仙北警察署】

- ・ 県では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を推進している。
- ・ 仙北警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

【重要業績指標】目標値

- ①-1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 2基 整備済み
- ①-2 電池式信号機電源付加装置の整備台数 2基 整備済み

最悪の事態4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

① 電話施設・設備の強化 【東日本電信電話(株) 秋田支店】

- ・ 引き続き、災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、通信の途絶を防止する。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を本市と連携して進める。

② 携帯電話設備の信頼性向上 【(株)NTTドコモ東北支社 秋田支店】

- ・ 主な対策として、全国のドコモショップへ蓄電池を配備し、停電時においても無料充電サービスの構築を図る。また、可搬型衛星設備等の非常用基地局の増配備を完了し、通信サービスの早期復旧を目指す。

【ドコモの取り組み】

広域・長時間停電への備え

- ・ ドコモショップへの蓄電池や太陽光発電システムの設置
- ・ 基地局、ビルの非常用電源強化

重要通信の確保・信頼性向上

- ・ 中ゾーン基地局の充実
- ・ 重要基地局の水害対策等による信頼性強化
- ・ 伝送路多ルート化の促進

通信サービスの早期回復

- ・ 非常用基地局の増配備(可搬衛星設備等)
- ・ 衛星回線帯域の拡大

被災地支援強化

- ・ 復旧エリアマップの高度化

・貸し出しスマホ・タブレットの増配備

【重要業績指標】目標値

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| ① 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置数 | 15箇所 15回線（R2現在） |
| ② 公衆無線LAN設置施設数 | 角館地区 市営駐車場 2箇所（R2現在） |

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 企業等における業務継続体制の強化 【商工課】
- ・市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

最悪の事態5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「誘致企業施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」を回避するための推進方針

- ① 誘致企業における業務継続体制の強化 【商工課】
- ・市内誘致企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

「商業、観光施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」を回避するための推進方針

- ② 商業、観光施設等における業務継続体制の強化 【商工課・観光課】
- ・市内商業、観光施設のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

最悪の事態5-3 農業の停滞

「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ① 農林業生産基盤の耐震化 【農林整備課】
- ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進するほか、県営ほ場整備事業を、計画に基づき進める。

【推進する事業】 ・農地集積加速化基盤整備事業

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊、又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

① ため池ハザードマップの整備 【農林整備課、総合防災課】

- ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザードマップを作成する。

② 農業用ため池の整備 【農林整備課】

- ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める。

「ダム(国・県施設)が決壊、又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

③ 国・県との連絡体制の強化 【総合防災課】

- ・迅速な避難のため、玉川ダム、鎧畑ダム及び夏瀬ダム等の災害時の放流状況等について、国・県との連絡体制を強化する。

「防災施設が決壊、又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

④ 河川・ダム・砂防関連施設の老朽化対策 【建設課】

(再掲) 1-2 ②河川・ダム関連施設の老朽化対策

- ・河川及びダム関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

(再掲) 1-3 ⑧土砂災害対策施設の老朽化対策

- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を策定しており、今後、老朽化対策を計画的に推進する。

【重要業績指標】 目標値

- ① 防災重点ため池ハザードマップの公表数 6カ所 (R2) ⇒ 9カ所 (R7)

【推進する事業】 ・ため池等整備事業

最悪の事態6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

① 農業・農村の多面的機能の確保 【農林整備課】

- ・農業、農村の多面的機能確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農

業用施設の維持、保全活動を支援する。

② 農業水利施設の保安全管理 【農林整備課】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める。

③ 森林整備 【農林整備課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、市森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。

④ 治山対策 【農林整備課】

- ・ 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知する。
- ・ 農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する。

【重要業績指標】目標値

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ① 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数 | 50組織 (R1) ⇒ 53組織 (R2) |
| ③ スギ人工林間伐面積（仙北市全域 ※国・県除く） | |
| スギ人工林総面積 | 13,613.09ha (R2) |
| 間伐面積状況 | 558.07ha (R2) ⇒ R2計画年次 |

【推進する事業】

- ・ 農業夢プラン型戦略作物等生産基盤拡大事業
- ・ 局所防災事業
- ・ 多面的機能支払交付金事業
- ・ 市有林造成保育事業
- ・ 農村地域防災減災事業

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で
きる条件を整備する

最悪の事態7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築 【市民生活課】

- ・ 大曲仙北広域北部ごみ処理センターとの協定に基づき、災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、関係機関の連携を強化する。

② 災害廃棄物の処理体制の整備 【市民生活課】

- ・ 地域防災計画に基づき、県及び市が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関等の連携を強化する。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制のため、災害廃棄物処理計画

により関係機関との協力体制の強化を図る。

【推進する事業】 ・粗大ごみ処理場施設修繕事業

最悪の事態7-2 復旧・復興等を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ① 災害対応に不可欠な建設業との連携 【総合防災課】
- ・引き続き、災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化する。

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ② 災害ボランティアセンターの設置・運営 【仙北市社会福祉協議会】
- ・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の更新を行っている。
 - ・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する。
- ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成 【仙北市社会福祉協議会】
- ・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する。

最悪の事態7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ① 地域応援による支援 【総合防災課】
- ・地域自主防災組織との連携により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援する。
(再掲) 1-6 ①自主防災活動の充実・強化
 - ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。
(再掲) 2-3 ③消防団への加入促進
 - ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所認定等を継続して促進する。

【重要業績指標】目標値

- | | | |
|-----|----------------------------|-----------------------|
| ①-1 | 自主防災組織率 (1-6 ①の再掲) | 12.6% (R2) ⇒ 50% (R7) |
| ①-2 | 消防団員数の条例定数充足率 (2-3 ③-1) | 85.1% (R2) ⇒ 90% (R6) |
| | 条例定数 630名、現在 536名 (R2.4.1) | |

【推進する事業】

- ・ 自主防災組織育成事業
- ・ 小型消防ポンプ付積載車購入事業